

特定秘密保護法とは、主に外交や防衛、スパイ活動やテロ活動の防止に関わる事柄、つまり、国の安全保障に関して特に重要な情報を「特定秘密」とし、それを取り扱う人々を調査・管理し、それを外部に知らせたり、外部から知ろうとしたりする人などを処罰することによって、「特定秘密」を守ろうとする法律であると紹介されている。そして、「特定秘密」を守るため、特定秘密を取り扱う人々やその周辺にいる人々を政府が調査・管理する「適正評価制度」を導入する。この制度により、

国内の渡航履歴やローンなどの返済状況、精神疾患の有無などが政府によって調査され、当然、その調査対象は国家公務員に限られず、一部の地方公務員、政府と契約関係にある民間人、さらにその家族や同居人などの広範囲の人々に及び、それら数多くの人々の個人情報収集・管理される懸念がある旨を日本弁護士連合会は指摘している。

この点、世間では国家公務員が処罰される法律であると誤解している向きもあるが、「特定秘密」とすべき情報であるかどうかが適正に判断

されないまま処罰されてしまう危険性は、国家公務員ばかりではなく、犯罪者とされる一般市民まで広がる。「国の安全保障」というもの自体は重要な法益であつて、これをないがしろにすることはできないが、逆に、重要な法益であればあるほど、その調査は一般市民の配偶者、両親、恋人などの広範囲に広がり、その調査事項も広く深くなされてしまうことは容易に想像できる。そのことはずでに我が国は戦前に経験していることである。

遡ること、いまから88年前の大正14年、治安維持法は共産主義革命運動の激化を懸念して制定されたが、その後、宗教団体や右翼活動家などに対して政府批判を理由としてすべて弾圧の対象となつていった。さらに、昭和16年、国体(皇室)や私有財産制を否定する運動を取り締まるために取締範囲を拡大するに至つた。その後、北海道小樽市と縁がある小林多喜二などの数多くの人が獄中で亡くなつた。資料によれば、取調中の拷問や私刑で194人が死亡し、さらに1503人が獄

中で病死したと報告されている。これら数多くの人々は、社会主義運動、共産主義運動、諜報活動を取り締まるために組織された「特高」「特別高等警察」などによって検挙された。確かに、その当時と現在では時代が異なるのかもしれない。しかし、その安心できるものではなく、その根底に流れる日本人の価値観がまだに変わらないことを我々は目の当たりにした。それは、石破茂自民党幹事長のブログ中における、特定秘密保護法案に対する反対活動を行う国民に対して、「テロ行為」と発言したこと、端を発する。その後、石破茂幹事長は、テロ行為の要件の一部を具備しないことを理由に自らの発言を撤回した。しかし問われているのは、要件の一部が具備しているかどうかという稚拙なことではない。政府批判を行う数多くの国民に対し、これを「テロリスト」とあると言いつつことができる価値観であつて、そのような人物が政府の中枢に位置づけられ、暗黙に他人の価値観がその他の政府中枢部にいる人々と共有されているということなのである。

安全保障の1つである「テロ行為を防止するため「適正評価制度」を導入して広範囲に亘つて国民の個人情報や広く深く調査されてしまう危険性があることは、政府が「安全保障」を重要な法益と考えている以上、治安維持法による弾圧と同様に明らかである。そして、同様の懸念を持たざるを得ない法律案が審議されている最中に、反対運動を行う数多くの国民に対して「テロ」行為を行う者というレッテルを簡単に貼れる価値観を持つ為政者がいる我が国は、治安維持法に基づき犯した歴史を繰り返すと考えておいた方がいいだろう。「適正評価制度」をどのようにするかという点は極めて重要である。「特定秘密」の評価などについてその内容が不明確なまま、国会の会期ギリギリになり、「保全監視委員会」とか「情報保全諮問会議」という監視機関の仮称を連呼している場合ではない。

最後に、奥平康弘教授によれば、大正14年の治安維持法の制定に向けての国会審議では、制定自体の反対は少なく、法案の出来具合への批判が主流であつたそうである。これも今般の審議とほとんど変わりはない。

法律 40 法相 R

「せいびりそじか」何も変わらない

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋日浦法律事務所」代表。